

幼児教育・保育の無償化

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、3～5歳児クラスまでのお子さんと0～2歳児クラスまでの住民税非課税世帯のお子さんの施設や事業の利用料が無償化されます。なお、実費徴収分(通園送迎費・行事費・教材費など)については、これまでどおり保護者負担となります。



市ホームページ
(幼児教育・保育の
無償化について)

制度
早わかり表

START

お子さんの年齢は?

令和7年4月1日時点

うちの子の
場合は?

0～2歳

3～5歳

あなたの世帯は住民税非課税ですか?

現在お子さんが利用している施設はどれですか?

YES

NO

お子さんが通っているのは、
どのタイプの施設ですか?

利用料がかかります
3歳児クラスからが
対象となります

幼稚園(※3)

お子さんが通う幼稚園は
新制度移行園ですか?
私学助成園ですか?

認可保育所
認定こども園

利用料が無料
になります

認可外
保育施設等(※1)

利用料が
月額37,000円まで
無償になります(※2)

認可保育所
地域型保育事業
認定こども園

利用料が無料
になります

認可外
保育施設等(※1)

利用料が
月額42,000円まで
無償になります(※2)

新制度移行園

利用料が無料
になります

認定こども園
幼稚園の利用に加えて

私学助成園

利用料が
月額25,700円まで
無償になります(※2)

認定こども園
幼稚園が実施する
預かり保育

利用日数に応じて、
最大月額11,300円まで
無償になります(※2)

子どもを預けたい

- ※1 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。
- ※2 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)」を受ける必要があります。
- ※3 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、3歳になった日から無償化の対象となります。

問合せ 保育幼稚園課 ☎048-259-9043 FAX 048-252-7776